



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 8
- 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例（人事課） 8
- 沖縄県行政手続条例の一部を改正する条例（行政管理課） 8
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政管理課） 11
- 沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例（財政課） 14
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） 15
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例（自然保護・緑化推進課） 23
- 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例（高齢者福祉介護課） 24
- 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改
正する条例（高齢者福祉介護課） 25
- 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係
る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高
齢者福祉介護課） 31
- 沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する
条例（高齢者福祉介護課） 54
- 沖縄県安心子ども基金条例の一部を改正する条例（青少年・子ども家庭課） 55
- 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例（障害福祉課） 55
- 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例（障害福祉課） 57
- 沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（県民生活課） 58
- 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（保健医療政策課） 59
- 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（健康長寿課） 59
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課） 60
- 沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例（企業立地推進課） 65
- 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（企業
立地推進課） 66
- 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（情報産業振興課） 67
- 沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例（都市計画・モノレール課） 67
- 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課） 68
- 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（建築指導課） 68
- 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課） 72
- 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（企業局総務企画課） 73
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例（教育庁総務課） 74
- 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（教育庁総務課） 77
- 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課） 78

- 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）…………… 78
- 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部交通企画課）…………… 79
- 沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例（県議会事務局議事課）…………… 84

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 教員特殊業務手当の支給額を改めることとした。（第40条関係）
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 病院事業局の職員の定数「2,734人」を「2,880人」に改めることとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県行政手続条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 定義等について、所要の改正を行うこととした。（第2条から第4条まで、第13条から第15条まで、第22条及び第28条関係）
- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこととした。（第33条関係）
- 3 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるものとし、申出を受けた県の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないものとする事とした。（第35条関係）
- 4 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができるものとし、申出を受けた行政庁又は県の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないものとする事とした。（第36条関係）
- 5 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 6 2に伴い、沖縄県税条例の一部を改正することとした。（附則第2項）

○ 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
 - (1) 旅券法等に基づく知事の権限に属する事務の一部について、市町村が処理することとする。（第2条関係）
 - (2) 高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可に関する事務等が保健所を設置する市の事務となることから、条例で市町村に移譲している事務の削除を行う。（第2条関係）
- 2 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞
保育所の設置の認可に係る審査に関する事務等について、市町村が処理することとする。（第2条関係）
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、2については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとした。＜附則第1項＞
- 4 この条例の施行に伴い、必要な経過措置を設けることとした。＜附則第2項及び第3項＞

○ 沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計を設置することとした。（別表第1関係）
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 3 この条例の施行に関し、経過措置を定めることとした。（附則第2項及び第3項）

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正することとした。〈第1条〉
 - (1) 海洋温度差発電実証設備について、使用料の徴収根拠を定める。（別表第1関係）
 - (2) 工業技術センターに設置している温度データロガーほか21機器について、使用料の徴収根拠を定める。（別表第1関係）
 - (3) 工業技術センターにおける定性分析等に係る手数料の加算額について、額の適正化を図る。（別表第2関係）
 - (4) 農業研究センター手数料について、廃止する。（別表第2関係）
 - (5) フロン類を充填することを業として行う者の登録等に係る手数料について、徴収根拠を定める。（別表第3関係）
 - (6) 指定調査機関の指定等の申請について、手数料の徴収根拠を定める。（別表第3関係）
 - (7) 家畜の注射又は薬浴の手数料について、額の適正化を図る。（別表第3関係）
 - (8) 登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定等の申請について、手数料の徴収根拠を定める。（別表第3関係）
- 2 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正することとした。〈第2条〉
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等について、適合判定通知書又はその写しを提出する場合は加算しないこととする。（別表第3関係）
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、2については、平成27年6月1日から施行することとした。〈附則第1項〉
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。〈附則第2項〉

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第8号）

- 1 次に掲げる条例について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理を行うこととした。〈第1条から第5条まで〉
 - (1) 沖縄県使用料及び手数料条例（別表第3関係）
 - (2) 沖縄県税条例（第202条及び附則第20条関係）
 - (3) 沖縄県の事務処理の特例に関する条例（第2条関係）
 - (4) 沖縄県環境影響評価条例（第2条関係）
 - (5) 沖縄県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（第1条関係）
- 2 この条例は、平成27年5月29日から施行することとした。〈附則〉

○ 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 サテライト型小規模介護老人保健施設における人員基準を改めることとした。（第4条関係）
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 訪問介護事業者が、訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における第一号訪問事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、訪問介護及び介護予防訪問介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずることとした。（第6条、第8条、第43条及び第45条関係）
- 2 通所介護事業者が、通所介護及び総合事業における第一号通所事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、通所介護及び介護予防通所介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずることとした。（第100条、第102条第5項、第132条及び第134条関係）
- 3 通所介護事業所（療養通所介護を含む。）の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜にサービスを実施している事業所については、届出を求めるとし、事故報告の規定を設けることとした。（第102条、第111条の2、第113条、第119条、第131条及び第135条関係）
- 4 訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護及び通所リハビリテーションの基本方針に生活機能の維持又は向上を規定することとした。（第64条、第80条、第99条、第115条及び第136条関係）
- 5 訪問・通所リハビリテーションを提供する事業者は、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーション会議の場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるよう努めることとする運営基準を定めることとした。（第85条及び

第140条関係)

- 6 訪問・通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業者が提供する場合は運営の効率化を推進するために、リハビリテーション計画の作成等の運営基準を改めることとした。(第86条及び第141条関係)
- 7 基準該当短期入所生活介護の提供について、小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することを可能とすることとした。(第182条関係)
- 8 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の介護を行う場合について、外部サービス利用型だけではなく、一般型サービスも実施できることとした。(第217条関係)
- 9 有料老人ホームのみに義務付けられていた法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意要件を廃止することとした。(第223条関係)
- 10 福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門員について、福祉用具貸与に関する必要な知識の修得及び能力の向上に努めることとする規定を設けることとした。(第258条関係)
- 11 指定複合型サービスが指定看護小規模多機能型居宅介護に改称することに伴い、所要の改正を行うこととした。(第65条関係)
- 12 その他、条文削除や改正に伴う所要の改正を行うこととした。(第14条、第49条及び第248条関係)
- 13 この条例は、平成27年4月1日から施行するとともに、必要な措置を設けることとした。(附則)

○ 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第11号)

- 1 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正することとした。<第1条>

介護予防通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜にサービスを実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の規定を設ける。(第100条、第106条の2、第108条及び第116条関係)

- 2 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>

(1) 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、市町村が地域の実情に応じた取組みができるよう地域支援事業へ移行することから、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る基準を廃止する。(第5条から第47条まで及び第97条から第116条まで関係)

(2) 介護予防訪問介護に盛り込まれていた運営基準を介護予防訪問介護の廃止に伴い、介護予防訪問入浴介護の運営基準として新設する。(第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3及び第55条の2から第55条の11まで関係)

(3) 介護予防訪問・通所リハビリテーションを提供する事業者は、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーション会議の場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画等を共有できるよう努めることとする介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改める。(第87条第1項第1号、第87条第2項、第126条第1項第1号及び第126条第2項関係)

(4) 介護予防訪問・通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業者が提供する場合は運営の効率化を推進するために、介護予防リハビリテーション計画の作成等の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改める。(第87条第1項第6号、第87条第2項、第126条第1項第6号及び第126条第2項関係)

(5) 介護予防通所介護に盛り込まれていた運営基準を介護予防通所介護の廃止に伴い、介護予防通所リハビリテーションの運営基準として新設する。(第119条の2、第119条の3及び第121条の2から第121条の4まで関係)

(6) 介護予防通所介護が廃止されたことに伴い、介護予防短期入所生活介護の衛生管理等の規定を設ける。(第140条の2関係)

(7) 基準該当介護予防短期入所生活介護の提供について、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することを可能とする。(第166条関係)

(8) 介護予防通所介護の運営基準が廃止されたことに伴い、基準該当介護予防短期入所生活介護の併設事業所から介護予防通所介護事業所を廃止する。(第166条、第170条及び第171条関係)

(9) 養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合について、外部サービス利用型だけではなく、一般型サービスも実施できることとする。(第203条関係)

- (10) 有料老人ホームのみに義務付けられていた法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意要件を介護保険法施行規則の改正に伴い廃止する。(第209条関係)
 - (11) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の委託先に、指定居宅サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業及び第一号通所事業を加える。(第226条及び第233条関係)
 - (12) 福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、介護予防福祉用具貸与に関する必要な知識の修得及び能力の向上に関する規定を設ける。(第244条関係)
 - (13) その他所要の改正を行う。(第49条、第57条、第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条、第160条、第172条、第182条、第197条、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条関係)
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行するとともに、必要な措置を設けることとした。(附則)

○ 沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第12号)

- 1 居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとするとともに、介護保険法上に位置付けた地域ケア会議において個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとした。(第18条関係)
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例(条例第13号)

- 1 条例の適用期間を延長することとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 児童発達支援センターにおける指定児童発達支援事業者が、相談に応じ援助を行う対象に、障害児本人や障害児が通う施設を追加することとした。(第52条関係)
- 2 基準該当児童発達支援の対象者を拡大することとした。(第61条の2関係)
- 3 指定放課後等デイサービスの利用定員について、主として重症心身障害児を通わせる場合の規定を追加することとした。(第76条関係、第80条の2新設及び第81条関係)
- 4 放課後等デイサービスの基準に関する準用規定を改正することとした。(第78条及び第81条関係)
- 5 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第15号)

- 1 基準該当生活介護の対象者を拡大することとした。(第97条関係)
- 2 基準該当短期入所の対象者を拡大することとした。(第111条関係)
- 3 地域移行型ホームの特例に関する規定を改正することとした。(附則第2項及び附則第3項関係)
- 4 指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について、経過措置の期限を平成27年3月31日から平成30年3月31日まで延長することとした。(附則第8項及び附則第9項関係)
- 5 この条例は、平成27年4月1日から施行するとともに、必要な経過措置を定めることとした。(附則)

○ 沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(条例第16号)

- 1 基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第17号)

- 1 児童福祉法の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。(第10条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県看護師等修学資金貸与条例の規定は平成27年1月1日から適用することとした。(附則)

○ 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(条例第18号)

- 1 基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第19号)

- 1 施設等における衛生管理の管理運営基準を改めることとした。(別表第1関係)
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業振興地域、産業高度化・事業革新地域及び国際物流拠点産業集積地域の区域について、主務大臣の指定から沖縄県知事が計画(情報通信産業振興計画、産業高度化・事業革新計画及び国際物流拠点産業集積計画)を作成して指定することに改められたことに伴い、用語の意義を改めることとした。(第2条関係)
- 2 金融業務特別地区が経済金融活性化特別地区に改められたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第2条及び第6条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県企業立地促進条例の規定は、平成26年4月1日から適用することとした。(附則)

○ 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域について、主務大臣の指定から沖縄県知事が国際物流拠点産業集積計画を作成して指定することに改められたことに伴い、設置に関する規定を改めることとした。(第1条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第22号)

- 1 企業集積施設2号棟の使用料の額を改めることとした。(別表関係)
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例(条例第23号)

- 1 沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第24号)

- 1 屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議の整った大宜味村、東村及び宜野座村が処理することとした。(第47条関係)
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。(附則)

○ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第25号)

- 1 建築物の構造計算適合性判定の申請に対する審査手数料の徴収根拠を定めることとした。(第29条の2、第29条の4及び別表第2関係)
- 2 建築物の構造計算適合性判定の求めに対する審査手数料の徴収根拠を定めることとした。(第29条の7、第29条の9及び別表第2関係)
- 3 構造計算適合性判定を要する場合の知事が処理する事務に係る手数料の加算額及び構造適合性判定手数料の根拠規定を削ることとした。(第29条の3、第29条の7、第29条の11、別表第1及び別表第5関係)
- 4 建築主事等が、検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定を行うことができることとされたため、当該事務の根拠規定を改めることとした。(別表第4関係)
- 5 建築基準法の改正に伴う所要の改正を行うこととした。(第29条5から第29条16まで及び別表第3から別表第4まで関係)
- 6 この条例は、平成27年6月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例(条例第26号)

- 1 宅地建物取引主任者の名称が改められることに伴い、所要の改正を行うこととした。(第4条から第8条まで関係)
- 2 宅地建物取引士証の再交付申請に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。(第9条関係)

- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第27号)

- 1 管理職員特別勤務手当について、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給することとした。(第14条の2関係)
- 2 再任用職員に単身赴任手当を支給することとした。(第21条の2関係)
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第28号)

- 1 次に掲げる条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備を行うこととした。<第1条から第5条まで>
 - (1) 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(別表関係)
 - (2) 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(第1条から第8条まで関係)
 - (3) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例(第1条、第6条から第8条まで及び別表第1関係)
 - (4) 沖縄県教育委員会の委員の定数を定める条例(題名及び本則関係)
 - (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例(題名及び本則関係)
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。<附則>

○ 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第29号)

- 1 沖縄県立球陽中学校及び沖縄県立開邦中学校の名称及び位置を定めることとした。(別表第3関係)
- 2 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第30号)

- 1 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員の定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(条例第31号)

- 1 沖縄県警察職員の定員を改めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第32号)

- 1 沖縄県警察関係手数料条例の一部を次のように改正することとした。<第1条>
運転免許等試験手数料等の額を改める。(別表第9関係)
- 2 沖縄県警察関係手数料条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>
自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の手数料の徴収根拠を定める。(別表第9関係)
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、2については、平成27年6月1日から施行することとした。<附則第1項>
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。<附則第2項>

○ 沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第33号)

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第18条関係)
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

条 例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第2号

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第40条第2項第1号中「6,400円」を「8,000円」に、「12,800円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「6,000円」を「7,500円」に改め、同項第3号中「3,400円」を「4,250円」に改め、同項第4号中「2,400円」を「3,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第3号

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2,734人」を「2,880人」に、「8,201人」を「8,347人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第4号

沖縄県行政手続条例の一部を改正する条例

沖縄県行政手続条例（平成7年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条—第34条）」を
「第4章 行政指導（第30条—第35条）」を
第5章 処分等の求め（第36条）

条) に、「第5章 届出（第35条）」を「第6章 届出（第37条）」に、「第6章 雑則（第36条・第37条）」を「第7章 雑則（第38条・第39条）」に改める。

第2条第1項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条第1項中「第4章」を「第5章」に改め、同項第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条、第13条第1項及び第2項第5号、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項、第22条第3項並びに第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第37条を第39条とし、第36条を第38条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第35条を第37条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）

がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指

導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(沖縄県税条例の一部改正)

2 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第5号

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「、南城市、中城村、西原町」を「、中城村」に改め、同表10の項中(18)を(19)とし、(15)から(17)までを(16)から(18)までとし、(14)の次に次のように加える。

(15) 法第59条の2の5第2項の規定による認可外保育施設の運営状況その他児童の福祉のため必要と認める事項の取りまとめ及び公表に関する事務

第2条の表11の項及び12の項中「伊江村」を「宜野座村 伊江村」に改め、同表33の項中「伊是名村」を「伊平屋村 伊是名村」に改め、同表34の項中(4)から(7)までを削り、(3)の次に次のように加える。

(4) 法第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他業事に関する実務に従事する場合の許可に関する事務

第2条の表34の項(8)中「、高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者並びに管理医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、同項中(8)を(5)とし、同項(9)中「、法第39

条第1項の高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者、法第39条の3第1項の管理医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、「並びに政令」を「及び政令」に改め、同項中(9)を(6)とし、同項(10)中「、高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者並びに管理医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、同項中(10)を(7)とし、同項(11)中「、高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者並びに管理医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、同項中(11)を(8)とし、同項(12)中「、高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者並びに管理医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、同項中(12)を(9)とし、同項(13)中「、法第39条第1項の高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者並びに法第39条の3第1項の管理医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、同項中(13)を(10)とし、同項(14)中「、高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者並びに管理医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、同項中(14)を(11)とし、同項(15)中「、高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者」を削り、「並びに政令」を「及び政令」に改め、同項中(15)を(12)とし、同項(16)中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同項中(16)を(13)とし、同項(17)中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同項中(17)を(14)とし、同項(18)中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同項中(18)を(15)とし、同項(19)中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同項中(19)を(16)とし、同項(20)中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同項中(20)を(17)とし、同項(21)中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同項中(21)を(18)とし、(22)から(31)までを(19)から(28)までとし、同表41の項及び45の項中「伊江村」を「宜野座村 伊江村」に改める。

第2条 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表10の項中(19)を(24)とし、(8)から(18)までを(13)から(23)までとし、(7)を削り、(6)を(11)とし、その次に次のように加える。

(12) 法第59条第1項の規定による認可外保育施設（法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消され

たものを含む。)に限る。以下この項において同じ。)の設置者若しくは管理者からの報告の徴収又は施設への立入調査若しくは質問に関する事務

第2条の表10の項中(5)を(10)とし、(4)を(9)とし、(3)を(8)とし、同項(2)中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改め、同項中(2)を(7)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 法第35条第5項の規定による保育所の設置の認可に係る審査に関する事務
- (3) 法第35条第6項の規定による児童福祉審議会の意見聴取に関する事務
- (4) 法第35条第7項の規定による協議に関する事務
- (5) 法第35条第8項の規定による保育所の設置の認可に関する事務
- (6) 法第35条第9項の規定による保育所の設置の認可をしない旨及びその理由の通知に関する事務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際第1条の規定による改正後の第2条の表1の項左欄に掲げる事務、同表10の項から12の項まで左欄に掲げる事務、同表33の項左欄に掲げる事務、同表34の項左欄に掲げる事務、同表41の項左欄に掲げる事務及び同表45の項左欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ第1条の規定による改正後の第2条の表1の項右欄に掲げる市町村の長、同表10の項から12の項まで右欄に掲げる市町村の長、同表33の項右欄に掲げる市町村の長、同表34の項右欄に掲げる市町村の長、同表41の項右欄に掲げる市町村の長又は同表45の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては第1条の規定による改正後の第2条の表1の項右欄に掲げる市町村の長、同

表10の項から12の項まで右欄に掲げる市町村の長、同表33の項右欄に掲げる市町村の長、同表34の項右欄に掲げる市町村の長、同表41の項右欄に掲げる市町村の長又は同表45の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第6号

沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例

沖縄県特別会計設置条例（昭和47年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。
別表第1に次の1号を加える。

17 沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計	小規模企業者等設備導入資金の貸付事業及び中小企業高度化資金の貸付事業に関すること。	一般会計繰入金、借入金、貸付金償還金、繰越金及び附属諸収入	小規模企業者等設備導入資金貸付事業費、中小企業高度化資金貸付事業費、一般会計繰出金、借入金償還金及び利子並びにその他の諸支出
-------------------------	---	-------------------------------	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計（以下「旧特別会計」という。）に属する権利義務は、改正後の別表第1の規定により設置された沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計（以下「新特別会計」という。）に帰属するものとする。
- 3 旧特別会計の平成26年度分の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前

の例による。

4 旧特別会計の平成26年度の決算上生ずる剰余金は、新特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第7号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1 工業技術センター使用料の項の前に次のように加える。

海洋温度差発電実証試験設備使用料	海洋温度差発電実証試験設備	1時間につき	2,820円	1時間未満の場合は、1時間として計算する。
------------------	---------------	--------	--------	-----------------------

別表第1中

	小型遠心分離機	同	200円	を
	小型遠心分離機	同	200円	
	温度データロガー	同	180円	
	ポータブル水分活性測定装置	同	200円	
	真空包装ホットパック	同	240円	
	ポータブル色彩色差計	同	400円	
	乾式粒度分布測定装置	同	1,870円	
	ドラムドライヤー	同	2,180円	

ホモジナイザー	同	2,320円	に
気流式粉碎機	同	2,540円	
アトマイザー	同	1,780円	
ジュール殺菌装置	同	3,190円	
卓上型電子顕微鏡	同	1,810円	
蛍光X線分析装置	同	2,090円	
食品微生物迅速自動検査機	同	50円	
A T P 拭取り機	同	150円	
自動コロニーカウンター	同	370円	
自動スパイラルプレーター	同	410円	
ハンドヘルド蛍光X線分析計	同	1,030円	
超高速ガスクロマトグラフ装置	同	2,220円	
におい嗅ぎ装置	同	3,000円	
ブライン凍結機	同	620円	
過熱水蒸気オーブン	同	1,700円	
無菌充填機	同	1,760円	

改める。

別表第2 工業技術センター手数料の項中

前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,560円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。

を

前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的

な前処理を行う
 場合は2,560円、
 複雑な前処理を
 行う場合は3,410
 円を加算する。

前処理を要する
 ものについて
 は、簡易な前処
 理を行う場合は
 1,760円、一般
 的な前処理を行
 う場合は2,570
 円、複雑な前処
 理を行う場合は
 3,410円を加算
 する。

炭水化物の算出
 には、水分、灰
 分、たんぱく質
 及び脂質の測定
 結果が必要であ
 る。

炭水化物の算出
 には、水分、灰
 分、たんぱく質
 及び脂質の測定
 結果が必要であ
 る。

前処理を要する
 ものについて
 は、簡易な前処
 理を行う場合は
 1,760円、一般
 的な前処理を行
 う場合は2,570
 円、複雑な前処
 理を行う場合は
 3,410円を加算
 する。

に、

前処理を要する
 ものについて
 は、簡易な前処
 理を行う場合は
 1,760円、一般
 的な前処理を行
 う場合は2,560
 円、複雑な前処
 理を行う場合は
 3,410円を加算
 する。

を

前処理を要する
 ものについて
 は、簡易な前処
 理を行う場合は
 1,760円、一般
 的な前処理を行
 う場合は2,570
 円、複雑な前処
 理を行う場合は
 3,410円を加算
 する。

に、

電子顕微鏡試験	1枚につき	4,770円
光学顕微鏡試験	同	2,170円
金属顕微鏡試験	同	3,170円

を

前処理を要する
 ものについて
 は、簡易な前処
 理を行う場合は

電子顕微鏡試験	1枚につき	4,780円
光学顕微鏡試験	同	2,170円
金属顕微鏡試験	同	3,170円

に、

1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,560円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。

を

1時間を経過するごとに1,920円を加算する。

前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,570円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。

1時間を経過するごとに1,920円を加算する。

に改め、同表農業研究センター手数料の項を削る。

別表第3第1種フロン類回収業者登録申請手数料の項及び第1種フロン類回収業者登録更新申請手数料の項を次のように改める。

第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第27条第1項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査	1件につき5,000円
第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第1項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申	1件につき5,000円

	請に対する審査	
--	---------	--

別表第3 汚染土壌処理業変更許可申請手数料の項の次に次のように加える。

指定調査機関指定申請手数料	土壌汚染対策法第29条の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	1件につき30,900円
指定調査機関指定更新申請手数料	土壌汚染対策法第32条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	1件につき24,800円

別表第3 家畜の注射又は薬浴の手数料の項中「17円」を「24円」に、「400円」を「550円」に、「600円」を「900円」に、「1,100円」を「1,400円」に、「1回につき150円」を「1回につき225円」に改め、同表長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項中「審査を受けたもの」の次に「及びあらかじめ同項に規定する住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）の交付を受けたもの」を加え、同表登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項の次に次のように加える。

登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	あらかじめ住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては同条例別表第1の4の(1)の表又は4の(2)の表に掲げる額を加えた額）を、当該申請に係る長
--	---	--

期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額）

ア 一戸建ての住宅の場合
15,000円

イ 共同住宅等の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(ア) 500平方メートル以下の建築物 50,000円

(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 79,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 148,000円

(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 253,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 389,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 706,000円

(キ) 20,000平方メートル

		を超え30,000平方メートル以下の建築物 962,000円 (ク) 30,000平方メートルを超える建築物 1,164,000円
--	--	--

別表第3長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項中「審査を受けたもの」の次に「及びあらかじめ住宅性能評価書の交付を受けたもの」を加え、同表登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の項の次に次のように加える。

登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	あらかじめ住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（変更部分について同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の4の(1)の表又は4の(2)の表に掲げる額を加えた額）を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額） ア 一戸建ての住宅の場合 7,500円
--	---	---

		<p>イ 共同住宅等の場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じ、登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項金額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p>
--	--	--

第2条 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第3長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項、登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項、登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項、登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の項、登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の項、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項、評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の項、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項及び評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料の項中「構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては同条例別表第1の4の(1)の表又は4の(2)の表」を「構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあつては同条例別表第2の表」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条又は第2条の規定による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、これらの規定の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したのものについては、なお従前の例による。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第8号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(沖縄県使用料及び手数料条例の一部改正)

- 第1条** 沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3鳥獣飼養登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料の項、狩猟免許申請手数料の項、狩猟免許再交付手数料の項、狩猟免許更新申請手数料の項、狩猟者登録手数料の項、狩猟者変更登録手数料の項、狩猟者登録証再交付手数料の項及び狩猟者記章再交付手数料の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(沖縄県税条例の一部改正)

- 第2条** 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第202条第2項第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則第20条第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及

び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県の事務処理の特例に関する条例(平成12年沖縄県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表5の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

(沖縄県環境影響評価条例の一部改正)

第4条 沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(沖縄県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部改正)

第5条 沖縄県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例(平成25年沖縄県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第9号

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第10号

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を次のように改める。

- 4 指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第8条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第6条第4項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準」に改める。

第14条中「（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。））」を「（沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年沖縄県条例第68号）第18条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。））」に改める。

第43条第3項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第15条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当予防サービスをいう。以下同じ。））に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準」に改める。

第45条第2項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第43条第3項に規定する第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準」に改める。

第49条第2項中「が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例）」を「が指定介護予防訪問入浴介護事業者（沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。））」に改める。

第64条中「心身の機能の維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第65条第4項中「第171条第1項」を「第171条第10項」に、「指定複合型サービス（）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」に、「指定複合型サービスをいう。」を「指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。」に改める。

第80条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第85条に次の1号を加える。

- (5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第86条に次の1項を加える。

- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第141条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第99条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第100条第4項中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「法第115条の45第1項第1号口に規定する第一号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準」に改める。

第102条第4項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第100条第4項に規定する第一

号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第100条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準」に、「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第111条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第111条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第102条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第113条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に改める。

第115条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第119条に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第131条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に、「第111条」を「第111条の2」に、「を「療養通所介護従業者」」を「とあるのは「療養通所介護従業者」と、第111条の2第4項中「第102条第4項」とあるのは「第119条第4項」」に改める。

第132条第4項中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第113条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「指定介護予防サービス等基準条例第113条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準」に改める。

第134条第4項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第132条第4項に規定する第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第115条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準」に改める。

第135条中「第39条から第41条まで」を「第39条、第41条」に改める。

第136条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第140条に次の1号を加える。

(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第141条に次の1項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第182条中「指定通所介護事業所若しくは」を「指定通所介護事業所、」に改め、「指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）」の次に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居

宅介護事業所をいう。)」を加える。

第217条第3項を削る。

第223条を次のように改める。

第223条 削除

第248条中「第222条」の次に「、第224条」を加える。

第258条の見出しを「(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 福祉用具専門相談員は、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第6条第4項、第8条第2項、第43条第3項及び第45条第2項の規定は、なおその効力を有する。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

- 3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧条例第100条第4項、第102条第4項、第132条第4項及び第134条第4項の規定は、なおその効力を有する。

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第11号

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第100条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第106条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第106条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償

すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定介護予防通所介護事業者は、第100条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第108条中「第31条から第38条まで」を「第31条から第36条まで、第38条」に改める。

第116条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第38条」に改める。

第2条 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第2章 介護予防訪問介護

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条—第39条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条—第42条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第43条—第47条）」

を「第2章 削除」に、「第52条」を「第51条の2」に、

「第7章 介護予防通所介護

第1節 基本方針（第97条）

第2節 人員に関する基準（第98条・第99条）

第3節 設備に関する基準（第100条）

第4節 運営に関する基準（第101条—第108条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第109条—第112条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第113条—第116条）」

を「第7章 削除」に、「第120条」を「第119条の2」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第5条から第47条まで 削除

第49条第2項中「指定訪問入浴介護事業者（指定居宅サービス等基準条例）」を「指定訪問入浴介護事業者（沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。））」に改める。

第3章第4節中第52条の前に次の12条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第51条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付又は規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第51条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第51条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第51条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第51条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第51条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者との連携）

第51条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第51条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する

旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第51条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第51条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第51条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第51条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第52条の次に次の2条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第52条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提

供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第52条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第55条の次に次の10条を加える。

(勤務体制の確保等)

第55条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護事業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第55条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴

介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第55条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第55条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第55条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第55条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合におい

て、市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市町村に報告しなければならない。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第55条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第55条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第55条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第57条を次のように改める。

第57条 削除

第63条を次のように改める。

(準用)

第63条 第1節、第4節（第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項並びに第57条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

第75条を次のように改める。

(準用)

第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第85条を次のように改める。

(準用)

第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第51条の2及び第55条

の4中「第55条」とあるのは「第83条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第87条第1項第1号を次のように改める。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

第87条第1項中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第126条第1項第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第87条第2項中「第11号」を「第12号」に、「第12号」を「第13号」に改める。

第94条を次のように改める。

（準用）

第94条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防居宅管理療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第92条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第97条から第116条まで 削除

第8章第4節中第120条の前に次の2条を加える。

(利用料等の受領)

第119条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項により利用者から支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第119条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハ

ハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第121条の次に次の3条を加える。

(勤務体制の確保等)

第121条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第121条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第121条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第124条を次のように改める。

(準用)

第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーション事業について

準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第121条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第126条第1項第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同項中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第87条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第126条第2項中「第10号」を「第11号」に、「第11号」を「第12号」に改める。

第140条の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第140条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第143条を次のように改める。

（準用）

第143条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2及び第

121条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第160条中「第138条」の次に「、第140条の2」を加え、「第103条」を「第121条の2」に改める。

第166条の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「、指定介護予防通所介護事業所」を削り、「をいう。）」の次に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加え、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第170条第1項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第171条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第172条を次のように改める。

（準用）

第172条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の7まで、第55条の8（第4項を除く。）、第55条の9から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条並びに第4節（第136条第1項及び第143条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条の13中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハ

「ハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第182条を次のように改める。

(準用)

第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第179条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第197条中「第103条」を「第121条の2」に改める。

第203条第3項を削る。

第209条を次のように改める。

第209条 削除

第218条を次のように改める。

(準用)

第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条及び第55条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第55条」とあるのは「第213条」と読み替えるものとする。

第226条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第233条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。
- 3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービスとする。
- 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
 - (1) 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス
 - (2) 指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
 - (3) 指定介護予防訪問看護

第235条を次のように改める。

（準用）

第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2、第208条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4中「第55条」とあ

るのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第244条の見出しを「(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 福祉用具専門相談員は、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第249条を次のように改める。

(準用)

第249条 第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2中「第55条」とあるのは「第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第51条の13中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第254条を次のように改める。

(準用)

第254条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8(第4項を除く。)、第55条の9から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項並びに第1節、第2節(第239条を除く。)、第3節、第4節(第242条第1項及び第249条を除く。))及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用す

る。この場合において、第51条の2中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の13中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第263条を次のように改める。

(準用)

第263条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項及び第2項、第243条から第245条まで並びに第247条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第51条の2中「第55条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第243条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第244条第1項及び第245条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第247条第1項中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例は、第1条の規定によってまず改正され、次いで第2条の規定によって改正されるものとする。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

- 3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、第2条による改正前の沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第5条から第47条までの規定は、なおその効力を有する。
- 4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第6条第4項及び第8条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第4項	指定訪問介護事業者（沖縄県指定居宅サービス等の事業の	法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（前条に規定す

	人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	る指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定訪問介護（指定居宅サービス基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第8条第2項	指定訪問介護事業者	第6条第4項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の

5 附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第43条第3項及び第45条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第43条第3項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第43条第	法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（基準該当介護予防

	1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業	訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)
	同項及び同条第2項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第45条第2項	基準該当訪問介護の事業	第43条第3項に規定する第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第45条第1項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の

(介護予防通所介護に関する経過措置)

- 6 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、旧条例第9条から第15条まで（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第16条（第108条において準用する場合に限る。）、第17条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第18条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第20条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第22条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第24条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第25条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第31条から第34条まで（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第35条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第36条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第38条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第97条から第116条まで、第166条、第170条第1項及び第171条の規定は、なおその効力を有する。
- 7 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第98条第4項及び第100条第5項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合に

ついて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第98条第4項	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の
第100条第5項	指定通所介護事業者	第98条第4項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の

8 附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第113条第4項及び第115条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第113条 第4項	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第132条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	指定居宅サービス等基準条例第132条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の
第115条 第4項	基準該当通所介護の事業	第113条第4項に規定する第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の

- 9 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第2条の規定による改正後の沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第233条第2項の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。
- 10 新条例第233条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防

サービス」という。)に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(次項において「指定介護予防訪問介護」という。))と、「、指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「、指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(次項において「指定介護予防通所介護」という。))と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第12号

沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年沖縄県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第18条中第25号を第26号とし、第20号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第19号中「主治の医師の」を「主治の医師等の」に改め、同号を同条第20号とし、同条中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、同条第15号中「第11号」を「第12号」に、「第12号」を「第13号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第18条に次の1号を加える。

- (27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第13号

沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例

沖縄県安心こども基金条例（平成21年沖縄県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第14号

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第52条第2項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の次に「助言その他の」を加える。

第61条の2の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「以下同じ。）が」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。）」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項）の次に「又は第171条第1項」を加え、「以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第76条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

第78条中「第35条から第37条まで、第39条から第46条まで」を「第35条から第46条まで」に、「、第53条から第55条まで及び第70条」を「及び第53条から第55条まで」に改め、「、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第78条において読み替えて準用する第70条」と」を削り、「第78条において読み替えて準用する第70条第6号」を「第78条において読み替えて準用する第38条第6号」に改め、「、第70条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。））」とあるのは「実施地域」と」を削る。

第80条の次に次の1条を加える。

(利用定員)

第80条の2 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

第81条中「第35条から第37条まで、第39条から第46条まで」を「第35条から第46条まで」に、「、第70条、第72条、第76条及び第77条（第1項を除く。）」を「第72条及び第77条（第1項を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第15号

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第97条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「以下同じ。）が」を「第111条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第111条第1号において同じ。）が」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の次に「第111条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第111条第1号において同じ。）」を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項）の次に「又は第171条第1項」を加え、「以下同じ。）を基準該当生活介護事業所」を「）又は指定看護小規模多機能居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護

事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第111条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第63条第5項」の次に「又は第171条第6項」を加え、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービス」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービス」に改め、「9人」の次に「(サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人)」を加え、同条第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第67条第2項第2号ハ」の次に「又は第175条第2項第2号ハ」を加える。

附則第2項中「引き続き」の次に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第5号)第1条の規定による改正前の」を加え、「指定障害福祉サービス基準」を「旧指定障害福祉サービス基準」に改める。

附則第3項中「指定障害福祉サービス基準」を「旧指定障害福祉サービス基準」に改める。

附則第8項及び第9項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第16号

沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県消費者行政活性化基金条例（平成21年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年12月31日」を「平成30年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第17号

沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

沖縄県看護師等修学資金貸与条例（昭和47年沖縄県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号キ中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県看護師等修学資金貸与条例の規定は、平成27年1月1日から適用する。

沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第18号

沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県自殺対策緊急強化基金条例（平成21年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改

正する。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第19号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1管理運営基準第1施設等における衛生管理の4の(2)を次のように改める。

- (2) そ族、昆虫等の駆除作業を年2回以上実施し、その実施記録を1年間保存すること。ただし、建築物において有効かつ適切な技術の組合せ及びそ族、昆虫等の生息調査結果を踏まえ対策を講ずる等により確実にその目的が達成できる方法にあっては、その施設の状況に応じた方法、頻度で実施することができる。これらの場合において、そ族、昆虫等の発生を認めたときは、食品に影響を及ぼさないように直ちに駆除すること。

別表第1管理運営基準第1施設等における衛生管理の6を次のように改める。

6 食品等に関する取扱い

(1)及び(2)に掲げる取扱い又は(3)から(6)までに掲げる取扱いのいずれかを行うこと。

(1) 食品等について、次に掲げるところにより取り扱うこと。

ア 原材料の仕入れに当たっては、品質その他の食品衛生上必要な事項について点検し、点検状況を記録すること。

イ 原材料として使用する食品及び添加物は、適当なものを選択し、当該食品及び添加物に適する状態及び方法で保存すること。

ウ 食品及び添加物並びに器具を直に床に置かないこと。

エ 冷蔵庫又は冷蔵室（以下「冷蔵設備」という。）及び冷凍庫又は冷凍室（以下「冷凍設備」という。）内では、相互汚染が生じないように区分して保存すること。

オ 添加物は、適正に使用すること。

カ 食品及び添加物は、当該食品及び添加物の消費期限又は賞味期限、製造又は加工の方法その他当該食品及び添加物の特性に応じて冷蔵保存その他適切な措置を講じ、調理その他の取扱いの過程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。

キ 食品衛生に特に影響を与えるおそれのある冷却、加熱、乾燥その他の工程の管理に十分配慮すること。

ク 食品間の相互汚染を防止するため、次の事項に配慮すること。

(ア) 未加熱又は未加工の原材料は、未加熱又は未加工のまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

(イ) 製造、加工又は調理を行う場所は、食品及び添加物の取扱いに従事する者（以下「従事者」という。）以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、当該従事者以外の者の立入りにより、食品等を汚染するおそれがない場合は、この限りでない。

(ウ) 製造、加工又は調理を行う場所に入る者は、手洗いその他の衛生上必要な措置を講ずること。

(エ) 食肉その他の食品（以下「食肉等」という。）であって、加熱されていないものを取り扱った設備及び機械器具類は、別の食品及び添加物を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。

ケ 原材料は、管理状態、使用期限その他当該原材料の品質保持に必要な条件を考慮して、適切な順序で使用されるよう保管すること。

コ 器具及び容器包装（再使用が可能なものにあつては、洗浄及び消毒が容易なものに限る。）は、製品を汚染や損傷から保護し、適切な表示が行えるものを使用すること。

サ 食品等の製造又は加工に当たっては、次の事項を実施すること。

(ア) 原材料及び製品への金属その他の異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じ、検査すること。

- (イ) 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理するとともに、その記録を作成し、保存すること。
 - (ウ) 製品ごとにその特性その他の製品に関する情報を記載した製品説明書を作成し、保存すること。
 - (ロ) 分割し、細切された食肉等は、異物の混入がないかを確認すること。この場合において、異物が認められたときは、汚染の可能性がある部分を廃棄すること。
 - (ハ) 原材料として使用していないアレルギー物質（食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第7号に規定する特定原材料をいう。）が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。
- シ 原材料及び製品について自主検査を行い、規格基準その他食品衛生上必要なものとして定められている基準への適合性を確認し、その結果を記録するよう努めること。
- (2) 取り扱う食品に関する記録について、次に掲げるところにより取り扱うこと。
- ア 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、販売食品等の仕入れに係る事項、製造、加工その他の取扱い及び出荷に係る事項、販売先に係る事項その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。
 - イ アの記録の保存期間は、販売食品等の流通の状況に応じ、合理的な期間を設定すること。
 - ウ 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、都道府県等から要請があった場合には、アの規定により作成した記録を提出すること。
 - エ 製造し、又は加工した製品について自主検査を行った場合には、その記録を保存するよう努めること。
- (3) 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を実施する場合は、法第48条第1項の食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。
- (4) 製品説明書及び製造工程一覧図を次に掲げるところにより作成すること。

ア 製品については、原材料等の組成、物理的・化学的性質、殺菌・静菌処理（加熱処理、凍結、加塩、くん煙等）、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。この場合において、製品説明書には想定する使用方法や消費者層等を記述すること。

イ 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。

ウ 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、当該製造工程一覧図の修正を行うこと。

(5) 次に掲げるところにより食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

ア 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質の一覧表（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び(4)アの製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

イ アで特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。

ウ 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該製造工程に係る管理措置の実施状況の連続的な確認又は相当な頻度での確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定め、又は重要管理点を定める必要が認められない場合はその理由を記載した文書を作成すること。この場合において、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点が複数存在する可能性があることに配慮するとともに、重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置が危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。

エ 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低

減又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。管理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準として、温度、時間、水分含量、水素イオン指数、水分活性、有効塩素等のほか、測定できる指標又は官能検査（食品の性質について人の感覚器官を用いて一定の条件下での確な手法により実施される検査をいう。）に基づく客観的指標であること。

オ 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷の防止をするためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。この場合において、当該モニタリングの方法に関する全ての記録は、当該モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。

カ モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（以下「改善措置」という。）を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。この場合において、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。

キ 製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

(6) 取り扱う食品及びその食品の危害分析・重要管理点方式に関する記録について、次に掲げるところにより取り扱うこと。

ア (5)ア及びイの危害分析、(5)ウの重要管理点の決定並びに(5)エの管理基準の決定について記録を作成し、保存すること。

イ (5)オのモニタリング、(5)カの改善措置及び(5)キの検証について記録を作成し、保存すること。

ウ 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

エ アからウまでの記録の保存期間は、取り扱う食品等の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。

オ 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、都道府県等から要請があった場合には、アからウまでの記録を提出すること。

別表第1 管理運営基準第1 施設等における衛生管理の7の(1)中「飲用適の水」を「食品

製造用水」に、「清涼飲料水の製造基準」を「食品一般の製造、加工及び調理基準」に改め、同表管理運営基準第1施設等における衛生管理の7の(2)ア、(3)及び(5)中「飲用適の水」を「食品製造用水」に改め、同表管理運営基準第1施設等における衛生管理の8の(1)中「法第48条」を「法第48条第1項」に改め、同表管理運営基準第1施設等における衛生管理の9を削り、同表管理運営基準第1施設等における衛生管理の10を同表管理運営基準第1施設等における衛生管理の9とし、同表管理運営基準第1施設等における衛生管理の11を同表管理運営基準第1施設等における衛生管理の10とし、同表管理運営基準第1施設等における衛生管理の12を同表管理運営基準第1施設等における衛生管理の11とし、同表管理運営基準第1施設等における衛生管理の13を削り、同表管理運営基準第1施設等における衛生管理に次のように加える。

12 情報の提供

- (1) 営業者は、販売食品等について消費者から健康被害（医師の診断を受け、その者の健康被害が当該販売食品等に起因すると診断され、又は起因する疑いがあると診断されたものに限る。）を生じた旨の連絡があった場合は、その旨を保健所等へ直ちに報告すること。
- (2) 営業者は、消費者等から、製造、加工又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれがあるものを受けた場合は、保健所等へ速やかに報告すること。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第20号

沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例

沖縄県企業立地促進条例（昭和57年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「第28条第1項の規定により指定された地域」を「第29条第1項に規

定する提出情報通信産業振興計画に定められた同法第28条第2項第2号に規定する情報通信産業振興地域」に改め、同条第4号中「第35条第2項第2号の規定により定められた地域」を「第35条の2第1項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた同法第35条第2項第2号に規定する産業高度化・事業革新促進地域」に改め、同条第5号中「の規定により指定された地域」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第41条第2項第2号に規定する国際物流拠点産業集積地域」に改め、同条第6号中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改める。

第6条中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県企業立地促進条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第21号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定により指定された地域」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第41条第2項第2号に規定する国際物流拠点産業集積地域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第22号

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表中「5,602,287円」を「6,123,537円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第23号

沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和47年沖縄県条例第93号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第24号

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第47条の表中「南城市 伊江村」を「南城市 大宜味村 東村 宜野座村 伊江村」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の第47条の表左欄に掲げる事務に係る屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び沖縄県屋外広告物条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては改正後の第47条の表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に沖縄県屋外広告物条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第47条の表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県屋外広告物条例の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第25号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条の15」を「第29条の16」に改める。

第29条の2中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定の申請をしようとする者 構造計算適合性判定申請手数料

第29条の3第3項を削る。

第6章の2中第29条の15を第29条の16とし、第29条の14を第29条の15とし、第29条の13を第29条の14とする。

第29条の12中「、計画等を通知する際又は構造計算適合性判定を求めようとする際」を「又は計画等を通知する際」に改め、同条を第29条の13とする。

第29条の11を削る。

第29条の10中「別表第4」を「別表第5」に改め、同条を第29条の12とする。

第29条の9中「第29条の5」を「第29条の6」に、「第18条第17項」を「第18条第19項」に、「第29条の9」を「第29条の11」に、「別表第3」を「別表第4」に改め、同条を第29条の11とする。

第29条の8中「第29条の4」を「第29条の5」に、「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「第29条の8」を「第29条の10」に、「別表第2」を「別表第3」に、「第18条第18項」を「第18条第20項」に改め、同条を第29条の10とする。

第29条の7中「前項」とあるのは「第29条の7」を「前項」とあるのは「第29条の8」に改め、「と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第29条の7において読み替えて準用される前2項」と、「第6条第1項の規定による確認の申請」とあるのは「第18条第2項の規定による計画の通知」と、「同条第5項」とあるのは「同条第4項」と、「確認申請手数料」とあるのは「計画通知手数料」を削り、同条を第29条の8とし、同条の次に次

の1条を加える。

(構造計算適合性判定通知手数料の額)

第29条の9 構造計算適合性判定通知手数料の額については、第29条の4の規定を準用する。この場合において、第29条の4の見出し中「構造計算適合性判定申請手数料」とあるのは「構造計算適合性判定通知手数料」と、同条中「構造計算適合性判定申請手数料」とあるのは「構造計算適合性判定通知手数料」と、「第6条の3第1項」とあるのは「第18条第4項」と、別表第2中「構造計算適合性判定申請手数料」とあるのは「構造計算適合性判定通知手数料」と読み替えるものとする。

第29条の6第3号中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第18条第4項の規定による計画の通知をし、構造計算適合性判定を求めようとする者 構造計算適合性判定通知手数料

第29条の6を第29条の7とする。

第29条の5第1項中「別表第3の1の表から3の表まで」を「別表第4の1の表から3の表まで」に改め、同条第2項中「別表第3の2の表」を「別表第4の2の表」に改め、同条を第29条の6とする。

第29条の4第1項中「別表第2の1の表から3の表まで」を「別表第3の1の表から3の表まで」に改め、同条第2項中「別表第2の2の表」を「別表第3の2の表」に改め、同条を第29条の5とする。

第29条の3の次に次の1条を加える。

(構造計算適合性判定申請手数料の額)

第29条の4 構造計算適合性判定申請手数料の額は、法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分の床面積の合計について別表第2の表に定める床面積の合計の区分に応じ同表に定めるとおりとする。

別表第1中「第29条の7」を「第29条の8」に改め、同表の4の表を削る。

別表第5を削る。

別表第4中「第29条の10」を「第29条の12」に改め、同表の1の項中「第7条の6第1項第1号」を「第7条の6第1項第1号若しくは第2号」に、「第18条第22項」を「第18条第24項第1号若しくは第2号」に、「の承認」を「の認定」に、「仮使用承認申請手数

料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同表の23の項中「第67条の2第3項第2号」を「第67条の3第3項第2号」に改め、同表の24の項中「第67条の2第9項第2号」を「第67条の3第9項第2号」に改め、同表を別表第5とする。

別表第3中「第29条の5、第29条の9」を「第29条の6、第29条の11」に改め、同表を別表第4とする。

別表第2中「第29条の4、第29条の8」を「第29条の5、第29条の10」に改め、同表を別表第3とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第29条の4、第29条の9関係）

構造計算適合性判定申請手数料

床面積の合計	手数料の額	
	認定プログラムによる場合	認定プログラムによる場合以外の場合
200平方メートル以内のもの	1棟につき89,000円	1棟につき120,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1棟につき107,000円	1棟につき157,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1棟につき125,000円	1棟につき194,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1棟につき162,000円	1棟につき268,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1棟につき181,000円	1棟につき309,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1棟につき236,000円	1棟につき419,000円
50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき420,000円	1棟につき790,000円

備考

- 1 床面積の合計とは、構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分の床面積の合計とする。
- 2 認定プログラムによる場合とは、法第20条第1項第2号イ又は第3号イの規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめられた建築物の場合とする。
- 3 構造計算適合性判定申請手数料の額は、1棟ごとに床面積の合計によりそれぞれ算定した額を合算した額とする。ただし、一の建築物であつても構造上別棟となる場合は、構造上別棟となる部分ごとの床面積の合計によりそれぞれ算定した額を合算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の建築基準法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理し、又は通知を受けたものから適用し、この条例の施行の日前に申請を受理し、又は通知を受けたものについては、なお従前の例による。

沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第26号

沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め

る。

第5条第1項中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改める。

第6条第1項中「宅地建物取引主任者資格」を「宅地建物取引士資格」に改める。

第7条第1項及び第8条第1項中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

(再交付申請手数料)

第9条 宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第14条の15第1項の規定により宅地建物取引士証の再交付の申請をしようとする者は、再交付申請手数料を納めなければならない。

2 前項の再交付申請手数料の額は、4,500円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第27号

沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

第21条の2第1項中「、第8条の2」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第28号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中	教育委員会	委員長	月額 212,000	を	教育委員
		委員	月額 180,000		

会の委員	月額 180,000	に改める。
------	------------	-------

(沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例

第1条中「この条例は」の次に「、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関して必要な事項を定めるほか」を加え、「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項」に、「給与、勤務時間その他の勤務条件」を「職務に専念する義務の特例」に改める。

第2条から第7条までを削る。

第8条の見出し中「その他の勤務条件」を「、休日及び休暇」に改め、同条中「その他の勤務条件」を「、休日及び休暇」に、「一般職の」を「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の適用を受ける」に改め、同条に後段として、次のように加える。

この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。

第8条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（職務専念義務の特例）

第3条 教育長の職務に専念する義務の特例については、沖縄県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和47年沖縄県条例第6号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者」を「、公営企業の管理者及び病院事業の管理者並びに教育委員会の教育長、常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員」に改める。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会の教育長にあつては、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47

年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。)の規定の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により計算する。

第7条中「沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。)の規定の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)」を「一般職の職員」に改める。

第8条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 教育委員会の教育長 100分の30

第8条第2項中「当該月数が48月を超える場合にあつては、48月」の次に「。ただし、教育委員会の教育長にあつては、36月を超える場合は、36月」を加える。

別表第1病院事業の管理者の項の次に次のように加える。

教育委員会の教育長	720,000
-----------	---------

(沖縄県教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正)

第4条 沖縄県教育委員会の委員の定数を定める条例(平成13年沖縄県条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県教育委員会組織条例

本則中「の委員の定数は、6人とする」を「は、教育長及び5人の委員をもって組織する」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例(平成23年沖縄県条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名中「第24条の2」を「第23条」に改める。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、第1条の規定による改正後の沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第2条の規定による改正後の沖縄県教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例第1条、第6条から第8条まで及び別表第1の規定並びに第4条の規定による改正後の沖縄県教育委員会組織条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第2条の規定による改正前の沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例第1条、第6条から第8条まで及び別表第1の規定及び第4条の規定による改正前の沖縄県教育委員会の委員の定数を定める条例の規定は、なおその効力を有する。

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第29号

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名3248番地
--------------	-----------------

 を

「

沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名3248番地
沖縄県立球陽中学校	沖縄市南桃原一丁目10番1号

 に改める。

沖縄県立開邦中学校

南風原町字新川646番地

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第30号

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4,191人」を「4,145人」に、「1,737人」を「1,783人」に、「15人」を「19人」に、「9,388人」を「9,410人」に、「15,331人」を「15,357人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第31号

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2,594人」を「2,657人」に、「102人」を「104人」に、「212

人」を「215人」に、「1,496人」を「1,534人」に、「784人」を「804人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第32号

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第9第1項の表運転免許試験手数料の項中

4,600円（道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,700円）	を	4,400円（道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,400円）	に、
---	---	---	----

道交法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,800円
道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受け	1,900円

を

る場合	
-----	--

道交法第97条の 2第1項第1号 又は第2号に該 当して同項の規 定の適用を受け る場合	1,750円
道交法第97条の 2第1項第3号 又は第5号に該 当して同項の規 定の適用を受け る場合	1,850円

に、「3,050円」を「3,100円」

に、「3,050円（道交法）」を「2,950円（道交法）」に、「4,600円」を「4,500円」に、

道交法第97条の 2第1項の規定 の適用を受け る場合	1,900円
--------------------------------------	--------

を

道交法第97条の 2第1項の規定 の適用を受け る場合	1,850円
--------------------------------------	--------

に、

4,600円（道交法第97条第1 項第2号に掲げる事項につい て行う試験を公安委員会が提 供する自動車を使用して受け る場合にあっては、7,650円）

を

4,550円（道交法第97条第1 項第2号に掲げる事項につい て行う試験を公安委員会が提 供する自動車を使用して受け る場合にあっては、7,650円）

に、

「3,000円」を「2,850円」に、「4,550円」を「4,400円」に改め、同表検査手数料の項中「3,850円」を「3,650円」に、「6,950円」を「6,650円」に、「4,050円」を「3,850円」に、「4,900円」を「4,750円」に改め、同表再試験手数料の項中「2,800円」を「2,850円」に、「1,700円」を「1,750円」に、「3,250円」を「3,300円」に、「1,000円」を「1,050円」に改め、同表免許証再交付手数料の項中「3,600円」を「3,500円」に改め、同表審査手数料の項中「1,550円」を「1,450円」に、「3,100円」を「3,000円」に改め、同表技能検定員資格者証交付手数料の項中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表技能検定員審査手数料の項中「23,500円」を「23,450円」に、「21,850円」を「21,700円」に改め、同表教習指導員資格者証交付手数料の項中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表教習指導員審査手数料の項中「15,000円」を「14,950円」に、「9,450円」を「9,400円」に、「12,850円」を「12,750円」に改め、同表講習手数料の項中「講習1時間について700円」を「講習1時間について750円」に、

道交法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	講習1時間について2,450円	を
------------------------	-----------------	---

道交法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	講習1時間について2,350円	に、「2,200円」
------------------------	-----------------	------------

を「2,100円」に、「4,700円」を「4,650円」に、「4,150円」を「4,100円」に、「4,050円」を「4,000円」に、「3,150円」を「3,100円」に、「1,250円」を「1,300円」に、「2,100円」を「2,050円」に、「講習1時間について2,750円」を「講習1時間について2,700円」に、「2,600円」を「2,550円」に、

原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間について2,450円	を
----------------	-----------------	---

原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間について2,400円	に、
----------------	-----------------	----

「」 「」

600円
950円

を

500円
800円

に、「1,500

円」を「1,350円」に、「950円」を「800円」に、「5,800円」を「5,600円」に、「5,350円」を「5,200円」に、「2,350円」を「2,250円」に、「13,350円」を「13,200円」に、「9,200円」を「9,050円」に、「講習1時間について900円」を「1,350円」に、

2,750円
1,400円

を

2,650円
1,500円

に改め、同表

通知手数料の項中「850円」を「900円」に改める。

別表第9第2項の表1の項中「4,150円」を「4,000円」に、「3,750円」を「3,600円」に、「4,450円」を「4,250円」に改め、同表2の項中「7,000円」を「6,700円」に、「6,400円」を「6,100円」に、「2,200円」を「2,100円」に、「7,800円」を「7,400円」に

改め、同表3の項及び4の項中

2,100円
1,850円
2,100円

を

2,450円
1,950円
1,950円

に改め、

2,250円

2,000円

同表5の項中

2,000円
2,250円

を

1,950円
2,500円

に改め、同表6の項中

「1,850円」を「1,750円」に、「1,950円」を「2,100円」に、「2,450円」を「2,550円」に、「3,150円」を「3,700円」に改め、同表7の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表備考1中「2,950円」を「2,800円」に、「900円」を「850円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、同表備考2中「中型自動車免許に係る技能検定員審査については350円」を「中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円」に、「200円」を「350円」に改める。

別表第9第3項の表1の項中「4,150円」を「4,000円」に、「3,750円」を「3,600円」に、「4,450円」を「4,250円」に改め、同表2の項中「1,450円」を「1,350円」に、「1,400円」を「1,250円」に、「1,500円」を「1,300円」に、「1,900円」を「2,050円」に改め、同表3の項中「1,350円」を「1,250円」に、「1,300円」を「1,200円」に、「1,150円」を「1,100円」に改め、同表4の項中「1,450円」を「1,550円」に、「1,200円」を「1,350円」に、「1,250円」を「1,300円」に改め、同表5の項中「1,450円」を「1,550円」に、「1,200円」を「1,350円」に、「1,250円」を「1,300円」に改め、同表6の

項中「1,350円」を「1,400円」に、

1,150円
1,150円

を

1,300円
1,200円

に改

め、同表7の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表備考1中「3,000円」を「2,850円」に、「950円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,050円」を「3,150円」に改め、同表備考2中「中型自動車免許に係る教習指導員審査については100円」を「中型自動車免許に係る教習指導員審査については250円」に、「50円」を「100円」に改める。

第2条 沖縄県警察関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第9第1項の表講習手数料の項中

道交法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	13,200円（当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、9,050円）
-------------------------	--

を

道交法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	13,200円（当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、9,050円）
道交法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間について1,900円

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再交付の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、第1条の規定による改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第9の規定にかかわらず、なお従前の例による。

沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第33号

沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例

沖縄県議会委員会条例（昭和47年沖縄県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、改正後の第18条の規定は適用せず、改正前の第18条の規定は、なおその効力を有する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号